

令和3年度「消費税等に関するアンケート調査」

令和3年4月 全国間税会総連合会

一 アンケート調査の実施

(1) 全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、7月末の全間連常任理事会(書面審査)において承認された「令和3年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」(以下「提言書」という。)を財務省及び国税庁並びに立憲民主党へ提出するとともに、自由民主党が開催した税制改正ヒアリングに出席し、提言書の主な事項について説明してきたところです。

(2) 平成31年(令和元年)4月に実施したアンケート調査からは、同年10月からの消費税率の再引上げに併せて軽減税率制度が実施されることを踏まえ、従来からの調査項目である①単一税率に関する事、②低所得者対策に関する事に代えて、これまで全間連が要望してきた事項のうち、2項目をアンケート調査項目として実施し、より多くの会員の皆様の意見を反映した提言書にすることにより、提言内容の充実化等を図ることとしたところです。

このような基本的な考え方の下、昨年4月のアンケート調査においては、次の事項を調査項目として実施したところです。

(令和2年4月に実施したアンケート調査項目)

○実施された消費税の軽減税率制度に関する事

全間連が導入に強く反対してきました消費税の軽減税率制度が令和元年10月から実施され既に半年が経過しましたが、実施された軽減税率制度の評価についてどう考えますか。

(注)アンケート調査の結果、「軽減税率制度は廃止すべきである」と回答した者が全体の46.8%と概ね5割を占めており、全間連の提言書の方向性について容認される結果となりました。

○総額表示義務の特例措置に関する事

事業者が消費者へ販売する場合には、令和3年3月末までの特例措置として、税込価格であると誤認されないための措置(例:〇〇円(本体価格)、〇〇円(税抜価格)などの表示)を講じているときは「税抜価格」を表示することも認められています。

全間連では、店舗によって価格表示が異なり紛らわしいこと等から、特例措置の期限到来後は消費税法に規定する「税込価格」を表示する総額表示に統一するよう要望しておりますが、今後の方向性についてどう考えますか。

(注)アンケート調査の結果、「特例措置の期限到来後は、消費税法に規定する“税込価格”を表示する総額表示に統一すべきである」と回答した者が全体の60.9%と高い水準を占めており、全間連

の提言書の方向性について容認される結果となりました。

なお、与党の令和3年度税制改正大綱においては、上記の要望が認められ、令和3年4月1日以降の価格表示については、消費税法に規定する“税込価格”を表示する総額表示に統一されることとなりました。

- (3) また、毎年、実施しております「消費税等に関するアンケート調査」は、会員と全間連をつなぐ重要な行事の一つになっており、税制及び税務執行に関する要望事項のみならず、間税会の運営等に関する意見・要望を聴取する貴重な機会にもなっています。
- (4) 以上のような状況を踏まえ、次に掲げる設問事項について、会員の皆様のお考えをお伺いするためのアンケート調査を実施し、今後の提言書の作成の参考にして参りたいと考えていますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

二 設問事項

1 アンケート調査項目について

本年4月に実施する「消費税等に関するアンケート調査」においては、提言書に関連する次の事項について実施し、前回の調査結果と比較することで会員の皆様の考え方の変化等を把握することとしました。是非、ご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【アンケート調査項目】

○仕入税額控除制度に関すること

消費税の仕入税額控除の仕組みについては、令和5年10月から、いわゆるインボイス制度（適格請求書等保存方式）を導入するとされています。全間連では、インボイス制度の下では免税事業者が取引から排除される恐れがあること等から、令和5年10月以降も現行の「区分記載請求書等保存方式」を継続するよう要望していますが、今後の方向性についてどう考えますか。

(注)当該項目は、平成31年4月に実施したアンケート調査項目です。

○実施された消費税の軽減税率制度に関すること

令和元年10月から低所得者対策の観点から「飲食料品の譲渡」を軽減税率とする消費税制度が実施され既に一年半が経過しましたが、実施された軽減税率制度の評価についてどう考えますか。

(注)当該項目は、令和2年4月に実施したアンケート調査項目です。

(注)アンケート調査項目の回答に当たっては、参考資料を参照してください。

- 2 上記の設問以外の税制及び税務執行に関し、また、間税会の運営などについてのご意見、ご要望などがありましたら、何でも結構ですでお聞かせください。

令和3年度「消費税等に関するアンケート調査」回答

あ な た は	イ 性 別	<input type="checkbox"/> ①男 <input type="checkbox"/> ②女	ロ 年 齢	<input type="checkbox"/> ①20歳未満 <input type="checkbox"/> ④40歳～49歳 <input type="checkbox"/> ⑦70歳以上	<input type="checkbox"/> ②20歳～29歳 <input type="checkbox"/> ⑤50歳～59歳	<input type="checkbox"/> ③30歳～39歳 <input type="checkbox"/> ⑥60歳～69歳
	ハ 主たる業種(一箇所表示)			ニ 役職等		ホ 課税区分
	<input type="checkbox"/> ①製造業 <input type="checkbox"/> ②卸売業 <input type="checkbox"/> ③小売業 <input type="checkbox"/> ④建設業 <input type="checkbox"/> ⑤運輸通信業 <input type="checkbox"/> ⑥料理飲食業 <input type="checkbox"/> ⑦農林水産業 <input type="checkbox"/> ⑧金融保険業 <input type="checkbox"/> ⑨不動産業 <input type="checkbox"/> ⑩サービス業(⑥を除く。) <input type="checkbox"/> ⑪その他()			<input type="checkbox"/> ①自営業者 <input type="checkbox"/> ②法人役員 <input type="checkbox"/> ③企業従業員 <input type="checkbox"/> ④主婦 <input type="checkbox"/> ⑤無職・年金生活者 <input type="checkbox"/> ⑥その他()		<input type="checkbox"/> ①課税事業者 <input type="checkbox"/> ②免税事業者 <input type="checkbox"/> ③事業者以外の者
調査項目				設問		回答
1 仕入税額控除制度に関すること 消費税の仕入税額控除の仕組みについては、令和5年10月から、いわゆるインボイス制度(適格請求書等保存方式)を導入するとされています。全間連では、インボイス制度の下では免税事業者が取引から排除される恐れがあること等から、令和5年10月以降も現行の「区分記載請求書等保存方式」を継続するよう要望していますが、今後の方向性について該当する欄に「○」印を付けてください。				<input type="checkbox"/> ①「区分記載請求書等保存方式」を継続すべきである。 <input type="checkbox"/> ②法律どおり「適格請求書等保存方式」に移行すべきである。 <input type="checkbox"/> ③分からない。 <input type="checkbox"/> ④その他・ご意見		
2 実施された消費税の軽減税率制度に関すること 令和元年10月から低所得者対策の観点から「飲食料品の譲渡」を軽減税率とする消費税制度が実施され既に一年半が経過しましたが、実施された軽減税率制度の評価について該当する欄に「○」印を付けてください。				<input type="checkbox"/> ①低所得者の負担軽減にも繋がる軽減税率制度は実施されて良かった。 <input type="checkbox"/> ②事業者の事務負担が増加し、低所得者より高所得者の受ける恩恵が大きくなる軽減税率制度は廃止すべきである。 <input type="checkbox"/> ③どちらとも言えない。 <input type="checkbox"/> ④その他・ご意見		

ご協力ありがとうございました。他にご意見等があれば下欄にご記入ください。

3 上記の設問以外の税制及び税務執行、又は間税会の運営などに関する意見要望等

(1) 消費税に関する事項

(2) 消費税以外の間接税に関する事項

(3) 間接税以外の税制に関する事項

(4) その他

参 考 資 料

1 調査項目 1 (仕入税額控除制度に関すること)に係る参考資料

(1) 消費税の仕入税額控除制度は、現在、「区分記載請求書等保存方式」が適用されているが、令和 5 年 10 月 1 日から、いわゆるインボイス制度(適格請求書等保存方式)に移行することとされている。

全間連では、「令和 3 年度税制及び執行に関する要望書(間接税)」において、仕入税額控除の仕組みについては、インボイス制度は我が国の社会経済構造に馴染まないこと等から、令和 5 年 10 月以降も、現在、実施されている「区分記載請求書等保存方式」の継続適用を要望している。

(参考)「令和 2 年 7 月 令和 3 年度税制及び執行に関する要望書 (間接税)」(抜粋)

2 消費税に関する事項

(3) 仕入税額控除

[要 旨]

軽減税率制度導入後の仕入税額控除の仕組みについては、軽減税率制度の導入後 5 年目から導入するとされている「適格請求書等保存方式」は我が国の社会経済構造に馴染まないことから、(略)「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

(理 由)

(略)我が国には 500 万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は、我が国の社会経済構造には馴染まない制度であると考えられる。したがって、(略)令和 5 年 10 月以降も(略)「区分記載請求書等保存方式」を継続すべきである。

(2) 「区分記載請求書等保存方式」と「適格請求書等保存方式」の根本的な違いは、免税事業者からの課税仕入れについて、「区分記載請求書等保存方式」では税額控除が認められるのに対して、「適格請求書等保存方式」では税額控除が認められないことにある。

ただし、令和 5 年 10 月から令和 11 年 9 月 30 日までの間は、免税事業者からの仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられている。

以下、両方式の主な違いを整理すると、次のとおりである。

区分	区分記載請求書等保存方式 (～令和 5 年 9 月 30 日まで)	適格請求書等保存方式(インボイス制度) (令和 5 年 10 月 1 日～)
登録制度の創設	なし	○適格請求書を発行しようとする事業者は、所轄税務署長に登録申請書を提出し、登録番号を受け取る必要がある。 ○登録申請書は令和 3 年 10 月 1 日から提出が可能(令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として同年 3 月 31 日までに登録申請書を提出することが必要)。 ○登録された場合、事業者の氏名又は名称、登録

		番号等が公表され、公表情報はインターネットを通じて確認することが可能。																																										
請求書への記載事項等	<p>【区分記載請求書の記載事項】</p> <p>①発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容及び軽減税率の対象品目である旨 ④税率ごとに合計した税込価額</p> <p>⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 *下線事項は従来の記載事項に追加された事項 「区分記載請求書(イメージ)」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>〇〇〇御中 ←⑤</p> <p style="text-align: right;">①→ △△商事(株)</p> <p>11月分 131,200円 ××年 11月 30日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 *</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 * ←③</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計 131,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">④→</td> <td>8%対象 43,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>10%対象 88,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">③→*軽減税率対象</p> </div> <p>(記載事項の追記の是非) ○下線事項の記載のない区分記載請求書については、下線事項に限って買い手側が事実に基づき追記することが可能。</p>	日付	品名	金額	11/1	魚 *	5,800円	11/1	豚肉 * ←③	10,800円	11/2	タオルセット	2,200円	合計 131,200円			④→		8%対象 43,200円			10%対象 88,000円	<p>【適格請求書の記載事項】</p> <p>①発行者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容及び軽減税率の対象品目である旨 ④税率ごとに合計した税抜価額又は税込価額及び適用税率 ⑤税率ごとに合計した消費税額等 ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 *下線事項は左記事項に追加される事項 「適格請求書(イメージ)」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>〇〇〇御中 ←⑥</p> <p style="text-align: right;">①→ △△商事(株) 登録番号 T012345...</p> <p>11月分 131,200円 ××年 11月 30日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 *</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 * ←③</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計 120,000円 消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">④→</td> <td>8%対象 40,000円 消費税 3,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>10%対象 80,000円 消費税 8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">③→*軽減税率対象</p> </div> <p>*⑤の「税率ごとに合計した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつである。 (記載事項の追記の是非) ○下線事項の記載のない適格請求書については、買い手側で下線事項の追記が認められないため、再度、修正した適格請求書を発行することが必要。</p>	日付	品名	金額	11/1	魚 *	5,000円	11/1	豚肉 * ←③	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	合計 120,000円 消費税 11,200円			④→		8%対象 40,000円 消費税 3,200円			10%対象 80,000円 消費税 8,000円
	日付	品名	金額																																									
11/1	魚 *	5,800円																																										
11/1	豚肉 * ←③	10,800円																																										
11/2	タオルセット	2,200円																																										
合計 131,200円																																												
④→		8%対象 43,200円																																										
		10%対象 88,000円																																										
日付	品名	金額																																										
11/1	魚 *	5,000円																																										
11/1	豚肉 * ←③	10,000円																																										
11/2	タオルセット	2,000円																																										
合計 120,000円 消費税 11,200円																																												
④→		8%対象 40,000円 消費税 3,200円																																										
		10%対象 80,000円 消費税 8,000円																																										
請求書の交付義務等	<p>○区分記載請求書の交付義務はない。</p> <p>○免税事業者も区分記載請求書を発行することが可能。</p> <p>○偽りの記載をした区分記載請求書の発行についての罰則規定はない。</p>	<p>○取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書を交付する義務がある。 *適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することが可能。</p> <p>○免税事業者が適格請求書を発行しようとする場合には、所轄税務署長に対して課税事業者の選択届出書を提出し、登録番号を受けることが必要。</p> <p>○偽りの記載をした適格請求書又は適格請求書と誤認されるおそれのある書類の発行については、罰則規定が適用。</p>																																										
仕入税額	○所定事項を記載した帳簿及び区分記載請求書を保存することが要件。	○所定事項を記載した帳簿及び適格請求書を保存することが要件。																																										

<p>控除の要件等</p>	<p>○免税事業者からの課税仕入れについても税額控除が認められる。</p>	<p>*買手が作成する所定の事項が記載された「仕入明細書等」の保存によっても、仕入税額控除が可能。</p> <p>○免税事業者からの課税仕入れについては税額控除ができない。ただし、次に記載する期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置がある。</p> <p>①令和5年10月1日～令和8年9月30日(3年) 仕入税額相当額の80%</p> <p>②令和8年10月1日～令和11年9月30日(3年) 仕入税額相当額の50%</p> <p>③令和11年10月1日～控除不可</p>
---------------	---------------------------------------	--

2 調査項目2（実施された消費税の軽減税率制度に関すること）に係る参考資料

全間連では、導入に強く反対してきた消費税の軽減税率制度が、令和元年10月1日から消費税率の10%への再引上げと併せて実施されることを踏まえ、「令和元年7月 令和2年度税制及び執行に関する要望書（間接税）」（以下「令和2年度提言書」という。）からは、従来からの要望事項である「単一税率の維持」を削除する一方で、消費税の税率構造及び低所得者対策に関する全間連の考え方（様々な問題がある軽減税率制度の導入ではなく「給付付き税額控除制度（還付制度）又は簡素な給付措置」で対応するよう要望）を付記する形で対外的に明記したところである。

「令和2年度提言書」のうち関係部分を抜粋すると、次のとおりである。

付 記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方（抜粋）

[軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持]

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

- ① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。
*本年(令和元年)10月から実施される軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判があった。
- ② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にはならないこと。
- ③ 消費税の税収は、社会保障財源に用途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがある

こと。

- ④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス制度（適格請求書等保存方式）が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながる。

[逆進性対策（低所得者の負担緩和措置）]

消費税率の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したような様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度（還付制度）又は消費税率が5%から8%に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充」により対処すべきである。

(参考)「給付付き税額控除制度」の概要

消費税率は単一税率とした上で、所得税において消費税額控除制度を設け、所得の低い方に対しては一定額の消費税相当額を所得税額から控除し、控除できない金額は給付するという制度である。

(例 示)一定の低所得者を対象に、消費税の税額控除額を大人一人につき2万円、子供一人につき1.5万円の場合、夫婦子供2人の家庭の消費税控除額は7万円(2万円×2人+1.5万円×2人)になる。

したがって、その家庭の算出所得税額が10万円ならば、所得税の納付額は3万円(10万円-7万円)となり、算出所得税額が3万円の家庭では4万円(3万円-7万円=▲4万円)の給付、算出所得税額がゼロの家庭は7万円が給付されることとなる。

この制度は、一定の低所得者に対象を限定するため、真の低所得者対策になり、かつ、財源も限定的であるといった利点がある反面、国民一人一人の所得額をきちんと把握する必要があるほか、所得は少ないが資産を有する者への対応など検討すべき課題もある。我が国では、平成28年1月から国民一人一人に番号を割り振って所得や納税実績、社会保障に関する個人情報をもつ番号で管理する共通番号「マイナンバー」の利用がスタートした。

*平成30年3月末をもって支給を終了した「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」の概要

平成26年4月からの消費税率の引上げによる低所得者への影響を緩和するため、所得の少ない方(住民税が課税されていない方)に対して「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」の支給が行われた。平成29年度に実施された「臨時福祉給付金(経済対策分)」では、令和元年9月までの2年半分を一括して措置し、一人当たり15,000円の支給が行われた。